

令和7年12月22日

伊奈町長 大島 清様

伊奈町行財政改革推進会議
会長 中野晃

ごみの減量化について（答申）

令和7年5月20日付け企発第43号で諮問のあったことにつきまして、次のとおり答申いたします。

答申

伊奈町クリーンセンターは、平成元年3月に竣工してから36年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、後継施設の建設が喫緊の課題となっています。町と同様に施設の老朽化問題を抱える上尾市とごみ広域処理事業を進めており、令和15年度に新たなごみ広域処理施設の稼働開始を予定しています。

ごみの減量化は、既存のクリーンセンターの焼却炉や各種設備の負担を軽減し、施設を延命するために効果的であるとともに、新たなごみ広域処理施設の管理運営に係る経費は、均等割とごみ量割によって両市町の負担額が算出されるため、町の財政負担の軽減にも繋がります。

本会議では、町のごみの排出量を継続的に減らすための施策について議論を重ね、他自治体でごみの減量化に効果のあった取組等を参考に、「家庭系ごみ」「事業系ごみ」の両側面から検討しました。その結果、減量効果が高いと見込まれる方策に優先的に取り組み、併せて、ごみの削減や分別、再資源化について、様々な方法で周知・啓発に取り組む必要があるとの結論に至りました。

本答申や次に述べる意見を活かし、ごみ排出量の削減に向けた取組を推進し、地球環境にやさしいクリーンなまちづくりの推進に期待します。

意 見

ごみの減量化を進めるにあたり、次の具体的事項について取り組まれたい。

1. 家庭系ごみ

- ①家庭から出る生ごみを削減するため、コンポストや生ごみ処理機の利用を推奨すること。
- ②再資源化できるごみについて、正しく分別し、資源ごみとして出すよう周知すること。特に、雑がみ（コピー用紙、ティッシュの箱、封筒、紙袋など）は、可燃ごみではなく資源ごみ（古紙）として出すよう、住民の意識啓発を促すための取組を展開すること。
- ③ごみの分別について、写真や動画、外国語表記を用いる等、転入者や外国人住民の方にもわかりやすい説明に配慮すること。

2. 事業系ごみ

- ①搬入物検査を1週間程度集中的に行い、年に複数回実施すること。
- ②搬入物検査の結果について、収集業者及び排出した事業者へ周知する仕組みを構築し、不適物が混入していた場合は指導を行うこと。
- ③事業系ごみの適切な処理方法について、事業者向けに周知徹底を図ること。

3. 周知・啓発

- ①広報いなで定期的に特集を組むなど、ごみの減量や分別についての広報活動を強化すること。また、住民に分別の趣旨を正しく理解してもらえるよう、効果的な周知方法について検討すること。
- ②ごみの分別や資源の大切さについて、親子で学ぶ機会を設けるなど、幼少期から理解を深める取組を行うこと。

4. その他

- ①上記のほか、他自治体でごみの減量化に効果のあった取組について引き続き調査・研究を行い、参考にすること。
- ②有効な施策である指定ごみ袋の導入やごみの有料化等については、住民や事業者の経済的負担を伴うため、他自治体の先進事例における効果や状況等を注視しつつ、併せて検討されたい。